社会福祉法日本聖公会高砂福祉会

役員の報酬に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人日本聖公会高砂福祉会の役員の報酬等について定めるものである。

（定義）

第２条　本規程でいう役員とは、評議員及び理事及び監事をいう。

２　報酬は、法人と委任関係にある役員の職務執行の対価として支払われるものである。

（評議員会及び理事会の出席報酬等）

第３条　評議員会及び理事会の出席にあたっては、報酬を支払わないものとする。

（役員の勤務報酬等）

第４条　評議員及び理事が評議員会及び理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合であっても、報酬を支払わないものとする。

（監事の報酬等）

第５条　監事業務について、報酬は支払わないものとする。

２　監事が評議員会及び理事会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合であっても、報酬を支払わないものとする。

（出張旅費）

第６条 役員が、法人業務のため出張する場合は、以下の表により旅費等を支給することができる。

２　旅費は、実費を支給する。

３　業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

４　旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（日額）

旅　費	その他	備　考
実　費	実　費	報酬については、 所得税１０．２１％を含む

（改正）

第７条　本規程の改正は、評議員会及び理事会の議決を経なければならない。

付　則

この規程は、平成 29 年 6 月 25 日より適用する